

# 面会交流調停の申立てについて

那覇家庭裁判所（R4. 4版）

## はじめに

別居中又は離婚後で子どもを監護していない親は、子どもを監護している親に対して、子どもとの面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子どもの年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子どもの健全な成長にとっても大切なものです。調停手続では、調停委員会が当事者双方から事情を聴いたり、資料を提出してもらったりして、申立人、相手方及び子どもの状況を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。調停の手続は、非公開で行われます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途申立てをしなくても、「審判手続」が開始し、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

## 裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られる可能性があります

詳しくは、別添の「裁判所に書面・資料を提出するときの注意事項」をお読み下さい。

下記番号左にある□欄は、準備できた提出書面のチェックリストとしてご利用ください。

## 家庭裁判所に提出する書類について

### 申立人（調停を申し込む人）の提出書類

- ①申立書及び申立書写し
- ②事情説明書
- ③送達場所等の届出書
- ④進行等照会書（申立人）
- ⑤申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑥子どもの戸籍全部事項証明書

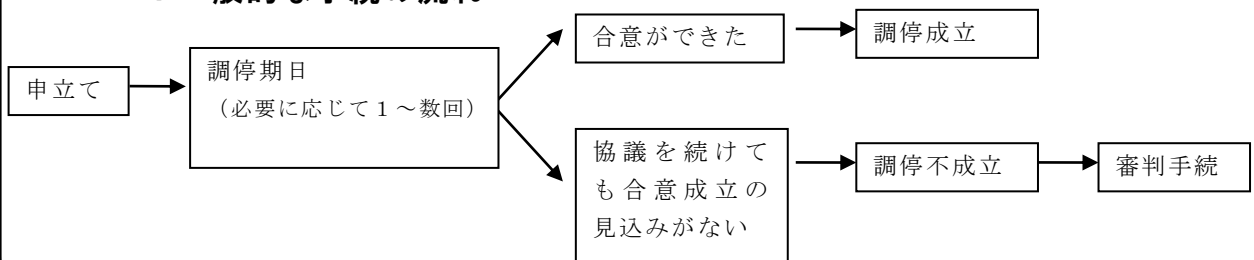
### 相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類

- ①回答書
- ②送達場所等の届出書
- ③進行等照会書（相手方）
- ④申立人・相手方同席による手続説明等の実施について

## 調停の進行について

- (1) 申立人と相手方の待合室は別です。1回の調停は約2時間です。初回は、申立人と相手方から交互に事情を聴きます。相手と同席したくない場合には、その旨を調停委員に伝えてください。
- (2) 何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。この場合には、自動的に「審判手続」に移ります。

### \* 一般的な手続の流れ



## 子の利益について

子の利益の内容は、子の年齢や発達の程度、家庭環境等によって様々です。これらを考え、子の利益に配慮した調停を行います。

子の利益について、特に配慮を要する場合には、心理学などの行動科学の専門職である家庭裁判所調査官が調停期日に出席したり、子の意思や心情の確認等のために、子と面接したりすることもあります。

